（調査統計部に置く課）

第四十八条　調査統計部に、次の二課を置く。

調査統計課

統計企画課

（調査統計課の所掌事務）

第四十九条　調査統計課は、第四十七条第一号及び第二号に掲げる事務（統計企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統計企画課の所掌事務）

第五十条　統計企画課は、第四十七条第一号及び第二号に掲げる事務に係る企画及び立案に関すること並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

2　統計企画課に、統計企画専門官一人を置く。

3　統計企画専門官は、命を受けて、統計企画課の所掌事務のうち専門的事項を処理する。

（統括証券調査官）

第百九十条の四　［略］

2　統括証券調査官は、命を受けて、金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査（同法第百九十四条の七第二項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）並びに同法第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定に基づく検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）（以下第百九十一条の二において「課徴金調査等」という。）の実施に関する事務を分掌する。

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官百七十二人以内を置く。

［2・3　略］

（企画調整官）

第二百十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十人以内を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（関東財務局及び近畿財務局にあっては、地域連携推進官の所掌に属するものを除く。）を処理する。

（地域連携推進官）

第二百十三条　関東財務局及び近畿財務局の総務課に、地域連携推進官それぞれ一人を置く。

2　地域連携推進官は、命を受けて、地方公共団体等との連携の推進に資する財務局の所掌事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課

（調査統計部に置く課）

第四十八条　調査統計部に、次の二課を置く。

調査統計課

電子計算システム課

（調査統計課の所掌事務）

第四十九条　調査統計課は、第四十七条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（電子計算システム課の所掌事務）

第五十条　電子計算システム課は、第四十七条第三号に掲げる事務をつかさどる。

2　電子計算システム課に、電算機専門官一人を置く。

3　電算機専門官は、命を受けて、第四十七条第三号に掲げる事務のうち専門的事項を処理する。

（統括証券調査官）

第百九十条の四　［同上］

2　統括証券調査官は、命を受けて、金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査（同法第百九十四条の七第二項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）及び同法第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定に基づく検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）（以下第百九十一条の二において「課徴金調査等」という。）の実施に関する事務を分掌する。

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官百七十三人以内を置く。

［2・3　同上］

（企画調整官）

第二百十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十二人以内を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第二百十三条　削除

［項を加える。］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課